

家庭ごみ有料化及び戸別収集の実施についての市民説明会 要録

1 実施の概要

(1) 開催期間 平成30年9月15日から20日まで(全10回)

(2) 開催会場、参加者数等

日程	会場	参加者数(名)
平成30年9月15日(土) 午前10時～	東部市民センター	280
平成30年9月15日(土) 午後2時～	大沼地域センター	241
平成30年9月16日(日) 午後3時～	鈴木地域センター	275
平成30年9月16日(日) 午後7時～	花小金井南公民館	141
平成30年9月18日(火) 午前10時～	上水南公民館	183
平成30年9月18日(火) 午後3時～	小川公民館	201
平成30年9月19日(水) 午前10時～	上水本町地域センター	160
平成30年9月19日(水) 午後3時～	小川西町公民館	316
平成30年9月20日(木) 午後2時～	上水新町地域センター	175
平成30年9月20日(木) 午後7時～	中央公民館	165

※各回90分間

合計 2,137

2 意見・質問

番号	意見・質問の概要	市の考え方
1	なぜ、「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「プラスチック製容器包装」と呼称を変更したのか。	これまで、「燃やすごみ」では「燃えるごみ」「可燃ごみ」など表記が統一されていませんでしたが、今後は国等の表記に準じて、「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「プラスチック製容器包装」に統一しました。
2	日の出町の二ツ塚処分場に搬入しているごみの量はどれくらいなのか。	小平市から中間処理施設である小平・村山・大和衛生組合に搬入されるごみの量は、平成29年度実績で、燃やすごみが32,920t、燃やさないごみが4,586t、粗大ごみが1,079tとなっています。その後中間処理を行い、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に搬入される量は、エコセメント化される焼却灰が4,488t、埋立される破碎不燃は54tとなっています。
3	ごみは年々減少しているとあるが、どの程度減っているのか。	小平市の市民1人1日あたりの資源とごみの量は、毎年1～2%程度の減少が続いています。
4	家庭ごみ有料化の実施による、ごみ減量の数値目標はあるのか。	平成26年3月に策定し、平成30年3月に改訂した「小平市一般廃棄物処理基本計画」では数値目標として、基準年度である平成24年度との比較で、目標年度である平成34年度には、市民1人1日あたり排出する資源とごみの量を15%以上減量し、ごみだけの量では20%減量することとしています。 なお、家庭ごみ有料化実施前年度と実施翌年度を比べ、10%以上ごみが減量することを見込んでいます。

番号	意見・質問の概要	市の考え方
5	家庭ごみ有料化及び戸別収集は、資料では赤字の見込みだが、なぜ実施するのか。	<p>家庭ごみ有料化及び戸別収集については、市の収入確保のための施策ではなく、ごみに対する意識の変化やライフスタイルの転換を促し、ごみの減量や分別の徹底を図るために行う施策です。</p> <p>また、ごみが減量することで、ごみの処理費用や、今後進めていく必要がある各ごみ処理施設の更新費用を削減することができます。</p> <p>そうしたことから、循環型社会の形成のため必要な施策として、家庭ごみ有料化及び戸別収集の実施を判断したものです。</p>
6	資料に、実施のための費用の記載があるが、この額が見直されることはあるのか。	<p>市民説明会で配布した資料に記載した金額については、その時点での見込み額です。今後も引き続き、事務の見直しなどを行いながら、可能な限りの経費削減を図れるよう努めてまいります。</p>
7	プラスチック製容器包装は資源なのになぜ有料なのか。	<p>プラスチック製容器包装については現状、排出量も非常に多く、その収集や選別、資源化処理に多大な経費がかかっていることを踏まえ、リサイクルだけでなくリデュース（発生抑制）を進めていくことが重要であることから、有料化の対象に含めています。</p>
8	指定収集袋の手数料額が高すぎるのではないのか。	<p>指定収集袋の手数料額については、①減量効果が得られるか、②市民の皆様が受容できる範囲内の額か、③近隣自治体との均衡が図られているのか、以上の3点を考慮し設定しています。</p> <p>①については、先行自治体の実績から、手数料額が高くなるほどごみ減量効果も高くなることわかっています。その中で、市民アンケートの結果から②として、1世帯あたりの月々の負担額が平均で500円以下となるよう考慮し、また③として、近隣の自治体の多くが設定している、燃やすごみと燃やさないごみが1リットルあたり2円、プラスチック製容器包装が1リットルあたり1円と設定しています。</p>
9	指定収集袋に消費税はかかるのか。	<p>消費税法の規定により、実質的に非課税となっています。</p>
10	近所の公園や道路などを清掃した場合のごみも無料で出せるのか。	<p>公園や道路などを清掃する場合には、市のそれぞれを管理する部署にて、予めご登録いただければごみ袋とシールを配布いたしますので、燃やすごみと燃やさないごみに分別のうえ、そのシールを貼ってお出しただければ無料で収集いたします。</p>
11	ボランティア清掃用のシールはどこにもらいに行けばよいのか。	<p>公園の清掃の場合には水と緑と公園課で、道路の清掃の場合には道路課にて配布いたします。</p> <p>その他、地域清掃については環境政策課でも配布するなど、清掃する場所などによって、それぞれの担当部署にて配布いたします。</p>
12	ペット用のおむつも無料で収集されるのか。	<p>紙おむつの無料収集は、子育て世帯や介護世帯の支援のため行うものであるため、ペット用のおむつは燃やすごみ用の指定収集袋で排出してください。</p>
13	集積所で使用していた防鳥ネットや看板を一定期間、無料で回収するとあるが、どれくらいの期間を予定しているのか。	<p>目安として、平成31年4月1日から9月末までの半年間を予定しています。</p>
14	指定収集袋は、市外の店舗でも販売するのか。	<p>市内の店舗に限定せず、市外の店舗でも販売いただけるよう、市外店舗にも働きかけを行っています。</p>

番号	意見・質問の概要	市の考え方
15	高齢者など、指定収集袋を購入できない世帯はどうすればよいのか。	<p>普段のお買い物のついでに購入できるよう、スーパーマーケットやドラッグストア、コンビニエンスストアなどで販売いたします。</p> <p>お買い物自体が困難な場合には、指定収集袋だけでなく、生活全体の支援が必要となることが考えられることから、福祉部門と連携し対応いたします。</p>
16	指定収集袋のサンプルセットの中身はどういうものか。	<p>燃やすごみ用は5リットル、10リットル及び20リットルを各1枚、燃やさないごみ用は20リットルを1枚、プラスチック製容器包装用は40リットルを1枚、合計5枚のセットとなります。</p>
17	指定収集袋に記入欄はあるのか、記名しないと収集されないのか。	<p>指定収集袋に記入欄は設けますが、記入欄への記名は基本的に必要ありません。記名がない場合でも収集いたします。</p> <p>ごみ出しマナーの向上などのため、自治会や集合住宅の中でのルール付けとして自主的に記名を行う場合にご利用いただけるよう欄を設けるものです。</p>
18	指定収集袋の容量は、取っ手部分も含めてのものなのか。	<p>指定収集袋の容量は、取っ手部分を除いて積算しています。取っ手部分を結んだ状態で十分に収納できる大きさとなっています。</p>
19	市販されているごみ箱の多くは容量が45リットルで、40リットルの指定収集袋では合わないのではないのか。	<p>家庭ごみ有料化を実施している自治体での実績などを踏まえ、45リットルではなく、40リットルとしています。</p> <p>なお、40リットルの指定収集袋は、45リットル用のごみ箱でもご不便なくご利用いただけるものと考えています。</p>
20	他の自治体では小さいサイズの指定収集袋が欠品したと聞いたが、小平市は大丈夫か。	<p>一部の自治体では、実施当初に指定収集袋が一部欠品し、市民の皆様が購入できない状況が生じている事例がありますので、小平市としてはそのようなことが起こらないよう、十分に必要な枚数を用意いたします。</p> <p>なお、各世帯の状況により排出するごみ量も異なってくることから、どのサイズが適しているか、平成31年2月頃に市内全世帯に配布する指定収集袋のサンプルセットなどを参考にご確認ください。</p>
21	指定収集袋の製造原価はいくらなのか。	<p>指定収集袋の価格（手数料）は、製造原価に基づいて定めているものではなく、①減量効果が得られるか、②市民の皆様が受容できる範囲内の額か、③近隣自治体との均衡が図られているか、以上の3点を考慮し設定しています。</p> <p>なお、原価については、指定収集袋の種類やサイズによりそれぞれ異なり、正確な算出は困難ですが、目安として、製造・保管・配送・受注・収納等を含めると、1リットル当たり、約0.6円～0.7円となります。</p>
22	家庭ごみ有料化に関する制度の見直しについて、5年に1度とあるが、もっと短い期間で見直しできないのか。	<p>制度の見直しについては5年に1度に限定しているわけではありません。</p> <p>家庭ごみ有料化の実施後、ごみに対する意識の変化が定着し、ごみ減量が十分に進んだ段階においては、5年間という期間に捉われず、制度の見直しに関する議論を行っていきたいと考えています。</p>
23	収集漏れがあった場合には、対応してもらえるのか。	<p>収集の漏れがあった場合には、市にご連絡いただければ、改めて収集に伺うよう手配いたします。</p> <p>ただし、実際には収集が来た後にごみを出されているケースも多くありますので、そのような場合には、次の収集日にお出しいただくこととなります。</p>

番号	意見・質問の概要	市の考え方
24	地域ごとに収集の時間帯を示してほしい。	収集については、曜日やごみ量、交通事情など様々な要因により、収集経路は常に一定ではなく、収集の時間帯も日ごとに異なります。そうしたことから、地域ごとに時間帯をお示しすることは難しい状況です。
25	カラス対策のため、バケツや防鳥ネットの配布を行わないのか。	市からのバケツや防鳥ネットなどの配布は行いません。必要に応じて、各世帯でご用意いただくこととなります。
26	現在集積所で利用している防鳥ネットは、利用者間で再利用してもよいのか。	戸別収集実施後も、それまで集積所をご利用いただいていた防鳥ネットをいずれかの世帯で引き続きご利用いただく、または切るなどして各世帯に分けて再利用していただいても構いません。
27	戸別収集排出場所調査とは、どのように行うのか。	9月下旬から年内頃にかけて、市から委託を受けた収集運搬事業者の調査員が順次、市内の戸建住宅を訪問し、戸別収集実施に伴う、資源とごみの具体的な排出場所を確認する調査を行います。 なお、調査員は身分証と腕章を携帯しています。調査に訪問した際にご在宅の場合には、直接お話をし排出場所の確認をいたします。ご不在の場合には、排出場所を提案するお手紙を投函いたしますのでご確認ください。
28	戸別収集排出場所調査について、調査の日時は指定できるのか。不在時にはお知らせがあるのか。	調査については市内全域を、順次行っていくもののため、訪問日時の指定はできません。調査に訪問した際にご不在の場合には、排出場所を提案するお手紙を投函いたしますのでご確認ください。また、提案された排出場所から変更を希望される場合には、お手紙に記載された担当の収集運搬事業者までご連絡ください。
29	戸別収集では、自宅前の私道上に出すことはできるのか。	私道であっても、誰でも自由に通行ができるような道路の場合には、ごみは出せません。 ただし、私道の入口にポールなどが設置されていて通行の制限がある場合や、関係者のみ通行するような場合には、通行の妨げとならなければごみをお出しいただいてもかまいません。 道路などの事情により対応が異なってまいりますので、戸別収集排出場所調査の際にご相談ください。
30	戸別収集では、門扉を開けて収集してもらえるのか。	基本的には、収集員が門扉の開閉をすることなく収集できるような場所にお出しく下さい。ただし、敷地の形状や防犯の関係などで止むを得ない場合には門扉や塀の内側からでも収集いたします。 なお、収集作業員の敷地内の立ち入りや門扉の開閉などについてや、また、収集作業員の明らかな過失の場合を除く、通常の収集作業の範囲内で門扉が破損したなどの場合は補償いたしかねますことを、予めご了承ください。
31	資源やごみを門などにぶら下げて出してもよいのか。	門や塀などの高い位置に袋の取っ手部分をひっかけるなどして、ぶら下げてお出しいただく方法は、カラス対策にも効果があるとも言われており、そのようにお出しいただいても構いません。
32	市が所有する集積所跡地を購入したい。	市が所有する集積所跡地の個々の具体的な取扱いを戸別収集実施以降に順次検討していきますので、現時点では未定です。希望者に売却する場合には、決まり次第、お知らせします。

番号	意見・質問の概要	市の考え方
33	戸別収集実施後は集積所が利用できなくなることを表示する看板は作成するのか。	平成31年4月1日以降は集積所の利用ができなくなることを表示した看板を作成し、市が所有する集積所には平成31年2月以降に順次設置してまいります。 また、希望者には窓口にて配布する予定です。
34	集積所が廃止となるが、食物資源循環事業のバケツは今後どのように出せばよいのか。	食物資源循環事業にご参加いただいでいて、現在はバケツを集積所に出しているグループについては、今後はグループ内のいずれかの世帯の敷地内にお出しいただくことを考えていますが、具体的な新しい排出場所については、今後、個別に調整させていただきます。
35	集積所を継続利用したいが、例外として認められないのか。	原則として、全ての戸建住宅が戸別収集に移行することとなります。しかしながら、一定の要件を満たしている場合には、集積所を継続してご利用いただくことも可能です。 まず、その集積所を利用している全ての世帯が集積所の継続利用に同意し、ご利用いただける場合のみ、集積所を継続してご利用いただけます。 また、集積所が、公道・私道問わず、公共の用に供する道路上にある場合、緑道や公園などの公共用地上にある場合や公共施設の敷地内にある場合などにはご利用いただけません。開発行為などで設置された集積所用の区画があるものなどが、ご利用いただけます。 その他、トラブルが生じたりしないよう、集積所を継続利用することを、集積所を利用しない近隣の方々への周知をお願いいたします。また、集積所の管理や集積所に排出された資源とごみの清掃などについては、利用者にて行っていただくこととなりますので、分別されていないごみや不法投棄物などの処理も同様に、利用者にて行っていただきます。 要件を満たして、集積所を継続利用される場合には、市にご連絡ください。状況を確認の上、届出書をお渡ししますので、ご提出をお願いいたします。
36	枝木や落ち葉、雑草などはどのように出せばよいのか。	これまでと排出方法に変更はありません。 一本の直径10cmまでの枝木は、長さ50cm未満・直径30cm未満の束にさせていただき、一度に5束まで燃やすごみの日にお出してください。 落ち葉、雑草は、透明又は半透明の袋に、それだけを入れて、一度に5袋まで燃やすごみの日にお出してください。
37	分別変更後の燃やさないごみについて、どのようなものがあるのか。	ガラス製品、金属製品（なべなどの資源を除く）など。
38	燃やさないごみの中で、傘などの細長く袋に入りきらないものはどのように出せばよいのか。	100cm未満に解体し、燃やさないごみの指定収集袋に半分以上収まるようにしてお出してください。 なお、100cm以上のものは粗大ごみ扱いとなります。
39	刃物などの危険物はどのように出せばよいのか。	新聞紙や布に包み、燃やさないごみの指定収集袋に、「キケン」、「刃物」などとマジックなどで書いてお出してください。

番号	意見・質問の概要	市の考え方
40	プラスチック製容器包装にあたるのかは、プラマークの有無で見分ければよいのか。	原則、プラマークの有無によって見分けてください。
41	プラスチック製容器包装などの汚れはどの程度落とせばよいのか。	ものにもよりますが、食べ残しなどをぼろきれなどでふき取っていただいたり、水で取り除くなどしていただき、中身や食べ残しが残っていなければ、多少の油分やにおいが残っていても資源化することができます。中身の汚れを落とすにくいものについては、燃やすごみとしてお出してください。
42	サイズの大きい発泡スチロールは、細かくしてプラスチック製容器包装用の指定収集袋に入れて出すのか。また、プラスチック製容器包装はかさばるものが多いので、細かくしてプラスチック製容器包装用の指定収集袋に入れて出しても良いか。	発泡スチロールを含む、かさばるプラスチック製容器包装については、細かく切り刻んだりするなどしてお出しいただいても構いません。
43	プラスチック製容器包装に貼られている値札などのシールは剥がさなければいけないのか。	可能な限り剥がしていただき、剥がれないもの、剥がしづらいものについては、そのままにしてプラスチック製容器包装としてお出してください。
44	紙類は資源になるとあるが、雑がみに分別してはいけないものは何か。	セロハン・ビニールなどの紙以外の素材がついているもの、紙コップ・カーボン紙などの特殊加工がされているもの、ピザの箱などの汚れやにおいが付いているものなどは、資源化できませんので、燃やすごみとしてお出してください。
45	紙資源や布団など、雨の日に出してもよいのか。	雨の日には出さないでください。雨の日に出された紙資源、布団などは資源としてリサイクルすることができず、燃やすごみとして処理されますのでご協力をお願いいたします。
46	ビンやカンは、カゴに入れて出してもよいのか。	ビンやカンについては、カゴでお出しいただいても構いません。ただし、風などで飛散しないようにしてください。
47	現在使用しているレジ袋などの透明・半透明の袋は、今後も使用できるのか。	ビン・カン・ペットボトルなどの、プラスチック製容器包装以外の資源物については、原則排出方法が変わらないため、これまでと同様、レジ袋などに入れてお出してください。
48	生ごみをレジ袋やポリ袋に入れて、それを指定収集袋に入れて出してよいのか。	生ごみをポリ袋やレジ袋に入れて、それを指定収集袋に入れてお出しいただいても構いません。また、新聞紙などで生ごみを包んでお出しいただくと、さらなるカラス対策にもなります。
49	部屋毎のごみをそれぞれレジ袋に入れて、それを指定収集袋に入れて出してよいのか。	燃やすごみについては、そのような方法でお出しいただいても構いません。ただし、燃やさないごみやプラスチック製容器包装については、中間処理施設の選別作業に支障をきたすことがあるため、中袋などには入れず、直接指定収集袋に入れて下さい。

番号	意見・質問の概要	市の考え方
50	スーパーなどでの資源の店頭回収には出せなくなるのか。	これまでと同様、対象となる資源物については、商品をお買い上げいただいた小売店の店頭回収にお出しください。
51	白色トレイや紙パックなどの拠点回収はどうなるのか。	今後も継続して拠点で回収いたします。
52	陶磁器食器などのイベント回収とはどのようなものか。	「リサイクルきゃらばん」などで、年に数回、日時と場所を決めて、陶磁器食器、小型家電、未利用食品、廃食油などを拠点回収しています。陶磁器食器であれば、割れたり欠けたりしているものも回収可能です。
53	陶磁器食器などのイベント回収（リサイクルきゃらばん）について、会場がいつも遠く、もっと近い場所でも行ってほしい。	会場については、地域に偏りが出ないように設定しておりますが、今後もその点に留意して場所の選定を行ってまいります。なお、陶磁器食器については、燃やさないごみの日にお出しいただくこともできます。
54	陶磁器食器は、イベント回収に持って行けない場合に、どのように出せばよいのか。	今後は、小平市リサイクルセンターなどで常時回収できるよう検討を進めています。
55	資源の収集回収が減るので、施設への直接持ち込みができるようにしてほしい。	平成31年4月以降、ペットボトル・プラスチック製容器包装以外の資源については、小平市リサイクルセンターに直接お持ち込みいただくことができます。
56	ボランティア清掃で回収されたごみも分別するのか。	持ち帰っていただき、ビン・カンなども汚れていて資源化は難しいため、燃やすごみと燃やさないごみに分別のうえ、透明または半透明の袋に入れ、市で配布するシールを貼り付け、品目毎の収集日にお出しください。
57	年明けにも市民説明会を行うとあるが、どのような内容になるのか。	資源とごみの収集カレンダー・パンフレットの内容をもとに、新しい資源とごみの出し方・分別を中心に説明します。
58	まだまだ説明の場が足りないので、納得できるような努力をしてほしい。	市では、これまで100回を超える出前講座・イベント、22回の市民説明会、窓口・電話等で市民の皆様への説明を行っており、約15,000人の方々に説明してまいりました。今後も引き続き、丁寧かつきめ細かに説明してまいります。
59	ごみ・資源の出し方や分別などの細かい情報について、周知が徹底されるよう努めてほしい。	現在行っている地域への出前講座のほか、市民説明会、ホームページ、市報特集号の複数回の全戸配布、資源とごみの収集カレンダー・パンフレットの配布など、あらゆる機会を活用して周知してまいります。
60	市民説明会などでの「よくある質問」を、ホームページなどで公開してほしい。	市民説明会で出た主な質問については、市ホームページで公開します。

番号	意見・質問の概要	市の考え方
61	ごみ分別アプリについて、家庭ごみ有料化に対応したりリニューアルはいつ頃の予定なのか。	現在は小平市の様々な情報を取り扱っているアプリケーション「小平トピックス」内のコンテンツの一つとしてごみ分別アプリを配信していましたが、家庭ごみ有料化及び戸別収集、分別変更などに伴う内容の見直しを行い、今後は小平トピックスから独立した単独のアプリケーションとして、平成31年2月頃からの配信を予定しています。
62	新しい資源とごみの収集カレンダー・パンフレットは新しく作るのか。各世帯に配布されるのか。	新しい資源とごみの収集カレンダー・パンフレットについては、平成31年2月頃に、市内全戸に配布します。
63	新しい資源とごみの収集カレンダー・パンフレットについて、外国語用のものは作成するのか。	全戸配布する資源とごみの収集カレンダーには、外国語で資源・ごみのアイコンを表記しています。また、外国語版のパンフレットについては、別途作成する予定です。
64	燃やさないごみが4週に1回になると、不便で困ることになるのではないのか。	燃やさないごみについては、分別・資源化の徹底により、大きくごみの量を減量できるものと考えています。ご都合により、燃やさないごみの収集日にお出できない場合は、次の収集日までお待ちください。燃やさないごみについては、この度の分別変更等により、基本的に生もの等はなく、匂いなどが発生することもないと考えていますので、ご協力をお願いいたします。
65	自宅の敷地内に不法投棄された場合はどのようにすればよいのか。	ご自宅の敷地内に不法投棄された場合については、これまでと同様、原則、敷地の所有者にて処分をお願いいたします。しかしながら、市としてもパトロールの強化や警察との連携の強化を図ってまいりますので、状況に応じて、市や警察にご相談ください。
66	自宅の前の道路上にポイ捨てされたごみはどのように処分するのか。	ご自宅の前の道路上などにポイ捨てされたごみを清掃された場合は、原則、燃やすごみと燃やさないごみに分別していただき、指定収集袋に入れてお出しいただくこととなります。しかしながら、量が多い、状況がひどい場合には、市や警察にご相談ください。道路課等に登録をされているボランティアの清掃の場合には、事前に袋とシールをお渡しいたしますので、燃やすごみと燃やさないごみに分別していただき、袋にシールを貼付して、それぞれの収集日にお出しください。
67	集積所跡地が不法投棄の温床になるのではないのか。	有料化直後には、不法投棄対策として、パトロールの強化を行います。また、平成31年4月1日以降は集積所の利用ができなくなることを表示した看板を作成し、市が所有する集積所には平成31年2月以降に順次設置してまいります。なお、希望者には窓口にて配布する予定です。
68	不法投棄については罰則があるのか。	不法投棄は犯罪となりますので、不法投棄をした人は法律で5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金に処せられます。

番号	意見・質問の概要	市の考え方
69	粗大ごみの出し方は変わらないのか。	原則、これまでと出し方は変わりません。
70	粗大ごみを解体した場合も、これまで通り粗大ごみになるのか。	現状、粗大ごみについては、解体したとしても解体前の大きさにより料金を計算し、一律粗大ごみとしてお出しいただいておりますが、平成31年4月以降、粗大ごみを解体した場合は、指定収集袋に収まるようにし、素材によって燃やすごみ、燃やさないごみの指定収集袋に入れてお出しいただくことができます。